

特認校制度実施要領

平成 17 年 4 月 10 日

四万十市教育委員会

1 特認校制度の目的

小規模の学校で、その学校の環境（自然環境・社会環境・文化・特色ある教育活動など）のもと、明るく伸び伸びとした教育を希望する児童・保護者に対し、四万十市教育委員会が指定した学校に、一定の条件のもとで校区外からの入学（転校）を認めることとする。

2 特認校となる学校

○大用小学校 大用 4 2 8 番地

○川登小学校 川登 1, 0 3 0 番地

3 入学、転校の条件

(1) 入学、転校

四万十市内の小学校に入学又は在学する児童

（大用小学校、川登小学校の通学区域に居住する児童を除く。）

(2) 通学

保護者の責任において、保護者等による送迎ができること。

(3) 入学、転校の時期及び期間

入学、転校の時期は、各学年の始期である 4 月 1 日です。

入学、転校後は、原則として卒業まで在学するものとします。

(4) 保護者の義務及び協力

登下校時や放課後における児童の安全確保に責任を持つとともに、P T A 活動、その他学校の教育活動に対し協力ができること。

(5) 特認校学校長との面談

特認校への入学、転校を希望する保護者は申請書を提出した後、希望する学校の校長と面談を行うこと。

4 その他

(1) 入学、転校希望者が多数となり、学級数に変動をきたすおそれがある場合には、抽選により決定させていただきます。

(2) 特認校小学校卒業後の中学校進学時には、特認校校区の中学校又は居住地の中学校のいずれかを選択できるものとします。

5 申請等

特認校への入学、転校を希望する保護者は、別に定める期日までに「特認校入学、転校申請書」を学校教育課に提出してください。